

石川県公報

平成 29 年 3 月 23 日 (木曜日)

号 外

(第 18 号)

目 次

規 則	
○石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 1	○指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 8
○石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例施行規則 (危機対策課) 1	○石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則等の一部を改正する規則 (少子化対策監室) 9
○石川県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則 (県民交流課) 2	環境部 (水道用水供給事業)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (障害保健福祉課) 3	○石川県企業職員の給与に関する規程及び石川県企業職員就業規程の一部改正 10

規 則

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第四号

石川県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

石川県技能労務職員の給与に関する規則 (昭和三十五年石川県規則第五十九号) の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「特別養子縁組休暇」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第五号

石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県白山における火山災害による遭難の防止に関する条例 (平成二十九年石川県条例第八号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公益性の高い業務)

第二条 条例第二条第三項第三号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 巡視、啓発活動その他火山災害による遭難の防止を目的として行う業務
- 二 白山国立公園の管理業務
- 三 森林管理署の業務
- 四 白山自然保護センターの業務
- 五 公共工事の施工又は監理の業務
- 六 森林の保続培養又は森林生産力の増進のために行う伐採、造林、保育等の業務
- 七 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害を防止する目的で行う狩猟の業務

八 イからハまでに掲げる設備又は工作物の設置、維持、解体その他の業務

イ 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第二条第二十六号に規定する放送事業者の業務に用いられる電気通信設備(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。ハにおいて同じ。)

ロ 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十六号に規定する電気事業の用に供する同項第十八号に規定する電気工作物

ハ 電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業の用に供する電気通信設備

九 前各号に掲げる業務を行う者が使用する道の管理業務

(届出の方法)

第三条 条例第六条第一項の規定による届出は、登山届(同項の届出事項を記載した書面をいう。)を、知事若しくは条例第七条の規定により委託を受けた者(第三項及び第四項において「知事等」という。)に提出する方法又は当該登山届を入れるため登山道等に設置された箱に入れる方法により行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の届出は、警察本部長又は警察署長(次項及び第四項において「警察本部長等」という。)を経由して行うことができる。

3 前二項の規定にかかわらず、条例第六条第一項の規定による届出は、フアクシミリ装置又は電子情報処理組織(知事等又は警察本部長等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と当該届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。)を使用して行うことができる。

4 前項の規定により行われた届出(電子情報処理組織を使用して行うものに限る。)は、同項の知事等又は警察本部長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該知事等又は当該警察本部長等に到達したものとみなす。

5 条例第六条第一項後段の規則で定める方法は、第一項に規定する方法及びフアクシミリ装置又は電子情報処理組織(同条第一項後段の登山活動団体又は行政機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と同条第一項の規定による届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法とする。

6 第四項の規定は、前項に規定する電子情報処理組織を使用する方法による届出について準用する。

(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十九年七月一日から施行する。

石川県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六号

石川県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

石川県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年石川県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「公告」を「公告等」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十条第一項の設立の認証(法第二十五条第三項の規定による定款の変更の認証及び法第三十四条第三項の規定による合併の認証を含む。)の申請があつた場合は、その旨及び法第十条第二項各号に掲げる事項を公告し、及びインターネットの利用により公表するものとする。

第十一条の見出し中「就職」を「就任」に改める。

第十七条の見出し及び同条第二項中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第二十一条第三項を削る。

第二十二条中「別記様式第二十一号」を「別記様式第二十号」に改める。

別記様式第三号中「認」を「齎」に改め、同様式備考7中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記様式第四号備考4中「仮認定特定非営利活動法人が」を「特例認定特定非営利活動法人が」と改め、同様式備考4(1)中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」と、「仮認定の」を「特例認定の」と改め、同様式備考4(2)中「仮認定」を「特例認定」と改め、同様式備考4(3)中「(その金額が二百万円以下の場合に限る。)」を削り、同様式備考4(4)を次のように改める。

(4) 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項に規定する書類の写し

別記様式第五号中「殿」を「様」に改め、同様式備考4中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記様式第五号の二中「殿」を「様」に改め、同様式備考3中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記様式第五号の三中「殿」を「様」に改め、同様式備考4中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記様式第八号中「清算人就職届出書」を「清算人就任届出書」と、「就職した」を「就任した」と改める。

別記様式第十二号(裏面)中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」と改める。

別記様式第十三号中「殿」を「様」と、「仮認定の有無」を「特例認定の有無」と、「仮認定を」を「特例認定を」と、「仮認定取消」を「特例認定取消」と改め、同様式(注意事項)中「仮認定」を「特例認定」と改める。

別記様式第十四号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」と、「の仮認定を」を「の特例認定を」と、「殿」を「様」と、「仮認定の」を「特例認定の」と、「仮認定した」を「特例認定をした」と改め、同様式(注意事項)中「仮認定申請書」を「特例認定申請書」と、「仮認定を」を「特例認定を」と改め、同様式(仮認定申請書次葉)中「仮認定申請書次葉」を「特例認定申請書次葉」と改める。

別記様式第十六号中「仮認定特定非営利活動法人の」を「特例認定特定非営利活動法人の」と、「殿」を「様」と、「(仮認定)」を「(特例認定)」に改め、同様式(注意事項)中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別記様式第十七号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」と、「殿」を「様」と、「(仮認定)」を「(特例認定)」に改める。

別記様式第十八号中「仮認定特定非営利活動法人の」を「特例認定特定非営利活動法人の」と、「殿」を「様」と、「(仮認定)」を「(特例認定)」に改め、「(その金額が二百万円以下の場合に限る。)」を削り、同様式(注意事項)中「仮認定特定非営利活動法人」及び「仮認定特定非活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」と改める。

別記様式第十九号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」と、「殿」を「様」と、「認定(仮認定)年月日」を「認定(特例認定)年月日」と、「(仮認定)の」を「(特例認定)の」と改める。

別記様式第二十号を削る。

別記様式第二十一号中「殿」を「様」と、「認定(仮認定)年月日」を「認定(特例認定)年月日」と、「仮認定」を「特例認定」と、「認定」を「特例認定」に改め、同様式(注意事項)中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同様式(合併認定申請書次葉)中「仮認定」を「特例認定」に改め、同様式を別記様式第二十号とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十二日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 七 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成十八年石川 県 規 則 第 三 十 四 号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「(指定自立支援医療機関の変更の届出)」に改める。

第七条の二の見出しを「(指定自立支援医療機関の指定の辞退)」に改め、同条中「辞退届出は、別記様式第六号

(その一) から別記様式第六号(その三)」を「辞退の申出は、別記様式第七号(その一) から別記様式第七号(その三)」に改め、同条を第七条の三とする。

第七条の次に次の一条を加える。

(指定自立支援医療機関の休止、廃止又は再開の届出等)

第七条の二 省令第六十三条の規定による届出は、別記様式第六号(その一) から別記様式第六号(その四) までにより行いものとする。

別記様式第一号の二中「生活介護」の次に「・就労継続支援A型」を加える。

別記様式第六号(その三) 中「第7条の2関係」を「第7条の3関係」に改め、同様式を別記様式第七号(その三) とする。

別記様式第六号(その二) 中「第7条の2関係」を「第7条の3関係」に改め、同様式を別記様式第七号(その二) とする。

別記様式第六号(その一) 中「第7条の2関係」を「第7条の3関係」に改め、同様式を別記様式第七号(その一) とする。

別記様式第五号(その三) の次に次の四様式を加える。

別記様式第 6 号 (その 1) (第 7 条の 2 関係)

指定自立支援医療機関<休止・廃止・再開>届出書 (病院又は診療所)

年 月 日

石川県知事 様

届出者 (開設者)

住所

(主たる事務所の所在地)

氏名

印

(名称及び代表者の氏名)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 63 条の規定により、次のとおり届け出ます。

保 険 医 療 機 関	名 称	
	所 在 地	
開 設 者	住 所	
	氏 名 又 は 名 称	
休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 する 自 立 支 援 医 療 の 種 類	1 育成医療と更生医療 2 精神通院医療	3 育成医療のみ 4 更生医療のみ
届 出 の 内 容	休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開	
休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 する 担 当 医 療 の 種 類 (育成医療又は更生医療に限る。)		
休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 年 月 日		
休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 の 理 由		

備考

- 「休止・廃止・再開する自立支援医療の種類」欄及び「届出の内容」欄は、該当するものを○印で囲んでください。
- 精神通院医療の届出については、「休止・廃止・再開する担当医療の種類」欄は記載不要です。

別記様式第 6 号 (その 2) (第 7 条の 2 関係)

指定自立支援医療機関<休止・廃止・再開>届出書 (薬局)

年 月 日

石川県知事 様

届出者 (開設者)

住所

(主たる事務所の所在地)

氏名

㊟

(名称及び代表者の氏名)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 63 条の規定により、次のとおり届け出ます。

保 険 薬 局	名 称	
	所 在 地	
開 設 者	住 所	
	氏名又は 名 称	
休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 する 自 立 支 援 医 療 の 種 類	1 育成医療と更生医療 2 精神通院医療	3 育成医療のみ 4 更生医療のみ
届 出 の 内 容	休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開	
休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 年 月 日		
休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開 の 理 由		

備考 「休止・廃止・再開する自立支援医療の種類」欄及び「届出の内容」欄は、該当するものを○印で囲んでください。

別記様式第 6 号 (その 3) (第 7 条の 2 関係)

指定自立支援医療機関<休止・廃止・再開>届出書 (指定訪問看護事業者等)

年 月 日

石川県知事 様

届出者 (開設者)

住所

(主たる事務所の所在地)

氏名

㊟

(名称及び代表者の氏名)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 63 条の規定により、次のとおり届け出ます。

指定訪問看護事業者・指定居宅サービス事業者	名 称	
	所 在 地	
訪問看護ステーション等	名 称	
	所 在 地	
休止・廃止・再開する自立支援医療の種類	1 育成医療と更生医療 2 精神通院医療	3 育成医療のみ 4 更生医療のみ
届 出 の 内 容	休 止 ・ 廃 止 ・ 再 開	
休止・廃止・再開年月日		
休止・廃止・再開の理由		

備考 「休止・廃止・再開する自立支援医療の種類」欄及び「届出の内容」欄は、該当するものを○印で囲んでください。

別記様式第 6 号 (その 4) (第 7 条の 2 関係)

指定自立支援医療機関<処分>届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者 (開設者)

住所

(主たる事務所の所在地)

氏名

印

(名称及び代表者の氏名)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 63 条の規定により、処分を受けたことを次のとおり届け出ます。

指 定 医 療 機 関	名 称	
	所 在 地	
開 設 者	住 所	
	氏 名 又 は 名 称	
指 定 を 受 け て い る 自 立 支 援 医 療 の 種 類	1 育成医療と更生医療 2 精神通院医療	3 育成医療のみ 4 更生医療のみ
処 分 年 月 日		
処 分 を 受 け た 根 拠 法		
処 分 を 受 け た 理 由		

備考

- 1 当該処分に係る通知書 (写) を添付してください。
- 2 薬局、訪問看護ステーションについても、この様式で届け出てください。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づき作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第八号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則 (平成二十四年石川県規則第五十九号) の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「一 指導員又は保育士」を「一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第二項及び第四項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第十七条第一号中「一 指導員又は保育士」を「一 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二十三日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第九号

石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則等の一部を改正する規則

(石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則の一部改正)

第一条 石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則(昭和二十九年石川県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四項」を「第三項」に改める。

別表第一注1中「情緒障害児短期治療施設、」を「児童心理治療施設、」と、「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改め、同表注2中「入所児童(者)処遇特別加算費」の次に、「第三者評価受審加算費、貸借加算費」を加え、「及び保育機能強化加算費」を「、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費」に改め、同表注3中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表注4(1)中「(同項第2号及び第3号にあつては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」を「、」に改め、同表注4(2)中「から第3項まで」を「、第2項、第6項及び第24項」と、「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」と、「及び第2項、」を「及び第3項並びに」と、「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改め、同表注4(3)中「附則第12条」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」を加え、同表注9中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表第二注2中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第6項」に改め、同表注3(1)中「(同項第2号及び第3号にあつては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)」を「、」に改め、同表注3(2)中「から第3項まで」を「、第2項、第6項及び第24項」と、「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」と、「及び第2項、」を「及び第3項並びに」と、「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改め、同表注3(3)中「附則第12条」の次に「、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、第77条第1項及び第2項、第80条、第81条並びに第82条第1項」を加える。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第二条 児童福祉法施行細則(昭和六十一年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第六条の四第一項」を「第六条の四」に改める。

第十四条中「加え、」を「行い、」に、「一時保護を加えさせた」を「当該一時保護を行わせた」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第三十二条第八項及び第九項の規定による一時保護を行う場合について準用する。

別記様式第十五号(裏)中「前条第1項の規定による出頭求めに応じない」を「正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した」と

「又はその」を「、又はその」に改める。

別記様式第十六号(教示)4中「を加えた」を「が行われた」に改める。

(石川県里親規則の一部改正)

第三条 石川県里親規則(昭和六十三年石川県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二十五条の規定」を「第二十五条第一項の規定」に改める。

(いしかわ子ども総合条例施行規則の一部改正)

第四条 いしかわ子ども総合条例施行規則(平成十九年石川県規則第九号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二十二号(裏)中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第五条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年石川県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出し及び第二十二号の見出し中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中石川県児童福祉施設等に関する費用徴収規則別表第一注2、注3及び注4並びに別表第二の改正規定、第二条(児童福祉法施行細則第一条の二の改正規定及び同規則第十四条の改正規定(同条に一項を加える部分に限る。))を除く。第三条並びに第四条の規定は、公布の日から施行する。

環境部(水道用水供給事業)

石川県企業管理規程第1号

石川県企業職員の給与に関する規程(昭和42年石川県電気事業管理規程第4号)及び石川県企業職員就業規程(昭和46年石川県電気事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

平成29年3月23日

石川県知事 谷 本 正 憲

(石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 石川県企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「。以下この項において「育児休業法」という。」を削り、「(育児休業法)を(同法)に改め、「、特別養子縁組休暇(職員が民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項に規定する特別養子縁組の成立の請求を行い、養子となる者の監護者(家事事件手続法(平成23年法律第52号)第166条第1項の規定により選任された監護者をいう。))として当該養子となる者を監護するため、石川県企業職員就業規程(昭和46年石川県電気事業管理規程第1号)第2条第1項に規定する勤務時間のうち育児休業法第10条第1項各号に掲げるいずれかの勤務の形態における勤務時間を除いた時間について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)を与えられた職員及び育児休業法)を「及び同法)に改める。

第3条の表備考8(2)中「石川県企業職員就業規程」の次に「(昭和46年石川県電気事業管理規程第1号)」を加える。

(石川県企業職員就業規程の一部改正)

第2条 石川県企業職員就業規程の一部を次のように改正する。

第7条中「、特別養子縁組休暇)を削る。

第11条第1項第12号中「第15号、第16号、第21号並びに別表第4号、第7号、第8号及び備考5において」を「第11条第1項第17号及び第11条の2第1項第3号並びに別表第9号並びに備考1及び3を除き、以下)に改める。

第11条の3を削り、第11条の4を第11条の3とし、第11条の5から第11条の9までを1条ずつ繰り上げる。

第13条の2の見出し中「を行う職員の)を「又は介護を行う職員の深夜勤務及び)に改め、同条中「除く)の次に「。次項において同じ)を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

第13条の2に次の2項を加える。

3 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、前条に規定する勤務をさせてはならない。

4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」とあるのは「要介護者のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護者を介護する」と、「深夜に」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に」と、第2項中「3歳に満たない子」とあるのは「要介護者」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子」とあるのは「要介護者」と、「子を養育する」とあるのは「要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

第13条の3を削る。

第24条中「の適用」を「(昭和32年石川県条例第38号)の適用」に改める。

別表備考5中「第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者」を「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者」に、「同条第2項」を「同条第1号」に改め、「ある者（」の次に「児童の親その他の」を加え、「養子縁組によつて養親となることを希望している者として」を「同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

